

令和4年第2回農業委員会議事録

開催日時 令和4年2月7日(月) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席委員

(農業委員 8名) ※コロナ対応により出席委員を調整

京谷理史 松永年實 水本幸男 葉山昌男 植野純央

鬼迫章浩 奥野晋也 小池良夫

(推進委員 1名) ※コロナ対応により出席委員を調整

吉田隆美

農業委員会事務局

東 伸 白樫明広 篠崎 恵

案 件

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

報告第7号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

委 員

委 員

東 局長

みなさんこんにちは。

開始予定時刻には少し早いのですが、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第2回の農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の総会につきまして、現在大阪府では“まん延防止等重点措置に基づく要請”を受けておりますので、開催通知文でもご案内させていただいたとおり、各地区長と議案案件担当地区、農業委員さんのみご出席で開催させていただきます。

まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長

みなさんこんにちは。新型コロナウイルス感染もかなり猛威を振るっているということで、羽曳野市の方でも今日の新聞で124名かなりの数が増えてきております。また、農業委員さんの中にも濃厚接触者になったという方もおられます。やはりどこで発症するか、またどこでもらってきたのかわからないような状況になってきていますので、みなさんにもご注意をお願いします。また、天候がかなり寒く風もきついということでなかなか農作業の方も進めにくいということでございます。この辺りも気をつけて、作業を行っていただきますようお願いいたします。今回、ジャンパーを事務局の方に用意していただいておりますので、後ほど事務局の方から説明があらうかと思えます。

それでは、議案に入る前に事務局の方から案件の概略説明をお願いします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、令和4年第2回農業委員会総会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 古市地区2件 西浦地区1件の計3件です。

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について 古市地区1件です。

報告第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
古市地区2件です。

報告第7号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議について
埴生地区1件です。

次に、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について
古市地区1件です。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
駒ヶ谷地区3件です。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
西浦地区1件です。

以上 本日までご審議いただきます案件については
報告案件が7件、議案案件が5件の合計12件となります。

なお、本日欠席の委員は、古市地区の 古澤委員です

それでは会長、ご審議の程よろしく申し上げます。

京谷会長 本総会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。

それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷会長 それでは、本日の議事録署名委員を葉山委員さんと小池委員さん
に申し上げますのでよろしく願いいたします。

京谷会長 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、3件続けてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための
届出です。

1 件目です。 地図「4 条届①」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、

誉田 3 丁目 1 2 9 3 番甲。 地目は、畑。 面積は、1 4 2 m²

誉田 3 丁目 1 2 9 3 番乙。 地目は、田。 面積は、1 9 5 m²

届出人は、●●●●●●●●●● 様

転用目的は、住宅用地（転用済）です。

現場確認委員さんは、古澤委員さんです。

2 件目です。 地図「4 条届②」をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、

西浦 4 丁目 8 0 3 番 1。 地目は、田。 面積は、4 7 3 m²

届出人は、●●●●●●●●●● 様

転用目的は、住宅及び駐車場（転用済）です。

現場確認委員さんは、三田委員さんです。

3 件目です。 地図「4 条届③」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、

碓井 1 丁目 6 3 6 番 1。 地目は、田。 面積は、4 1 5 m²

届出人は、●●●●●●●●●● 様 持分 2 分の 1

●●●●●●●●●● 様 持分 2 分の 1

転用目的は、駐車場（転用済）です。

現場確認委員さんは、松永委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第 6 の 3 の (2) の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認して頂きました結果、委員さんから異議ありませんでしたので報告致します。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷会長

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。

地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷会長 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。
これは、小作契約を合意の上、解約した旨、農業委員会に通知するものです。

地図「18条通知」をご参照ください。地区名は、古市地区です。
通知所在地：誉田7丁目822番。地目は田。面積は862㎡
貸し手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様
借り手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様
解約目的：小作人が耕作しないため
現場確認委員さんは、古澤委員さんです。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷会長 農地法第18条第6項の規定による通知について
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷会長 報告第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
事務局から説明をお願いします。

事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、
2件続けてご説明させていただきます。
これは、生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であったことの証明を行うものです。

1 件目です。 地図 「主たる従事者証明①」をご参照ください。
地区名は、古市地区です。

申出をする者は、●●●●●●●●●●●●●● 様

買取申出生産緑地は、

誉田3丁目8番1 地目は、田 面積は、409㎡

誉田3丁目8番3 地目は、田 面積は、42㎡

買取申出事由の生じた者は、●●●●●●●● 様で、

買取申出事由は、●●です。

事由が生じた日は、令和3年4月8日です。

現場確認委員さんは 古澤委員さんです。

2 件目です。 地図 「主たる従事者証明②」をご参照ください。
地区名は、古市地区です。

申出をする者は、●●●●●●●●●●●●●● 様

買取申出生産緑地は、

誉田3丁目9番6 地目は、田 面積は、522㎡

誉田3丁目10番1 地目は、田 面積は、423㎡

買取申出事由の生じた者は、ご本人です。

買取申出事由は、故障で、●●●●●●です。

事由が生じた日は、令和3年12月8日です。

現場確認委員さんは 古澤委員さんです。

現地確認して頂きました結果、確認委員さんから異議ありません
でした旨、報告致します。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

京谷会長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員
さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷会長 報告第7号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議について
事務局から説明をお願いします。

事務局 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議について、ご説明させていただきます。

電気通信事業者が通信のための無線塔（アンテナ支柱）等を設置するにあたり、農地法の転用や権利移転許可制度の例外となり、許可申請書や届出書を提出する必要がなく、事前に、調整区域は都道府県知事に、市街化区域は農業委員会に協議を行うこととなっています。

地図「電気通信中継施設」をご参照ください。

地区名は、埴生地区で、市街化区域となります。

申請地は、はびきの4丁目252番3 地目は、畑

面積は、661㎡の一部の2.25㎡

設定人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

被設定人は、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

賃借権の設定による、無線基地局1局です。

現地確認委員さんは、鬼迫委員さんです。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

京谷会長 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議について
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきます。

地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷会長 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。

地図「納税猶予適格者証明」の場所となります。

地区名は、古市地区です。

被相続人は、●●●●●●●●●●●●●●●●様

相続人は、●●●●●●●●●●●●●●●●様

相続開始年月日は、令和3年6月8日

適用農地は、

誉田三丁目418番	山林（現：畑）	155㎡
誉田三丁目419番1	畑	568㎡
誉田三丁目419番2	山林（現：畑）	290㎡
誉田六丁目712番	田	1480㎡
誉田七丁目822番	田	862㎡
誉田七丁目844番	田	647㎡
誉田七丁目846番1	田	942㎡
誉田七丁目862番	田	766㎡

現地調査しましたところ、適正に管理されていることを確認しています。

また、古澤委員から現地確認した結果、問題なしとの連絡をいただいております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷会長 古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員さん古澤委員さんですが欠席されております。事前に、事務局の方に異議がない旨ご連絡いただいております。

地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷会長 他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明に原案どおり可決決定いたします。

京谷会長 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして3件続けて説明させていただきます。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について3件続けて説明させていただきます。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。
地図の「3条許可①」をご参照ください

地区名：駒ヶ谷地区

申請地：飛鳥923番56 畑 714㎡
飛鳥923番114 畑 1,980㎡
合計 2,694㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積：6,561㎡となります。

譲受人は、農業技術修学歴2年、農作業歴は6年従事されております。農機具の所有状況につきましても、噴霧器、軽トラック、草刈機となっています。

天理市農業委員会発行の耕作証明もあり、所有権移転後も農地としての有効利用が期待できるものと考えます。

続きまして2件目、3件目です。

譲渡人が同一人物の為、まとめて説明いたします。

地図の「3条許可②③」をご参照ください

地区名：駒ヶ谷地区

申請地：古市2258番3 畑 660㎡
飛鳥662番1 畑 2,320㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積：

●●●●●● 様 2,731㎡

●●●●●● 様 5,068㎡ となります。

1 件目の譲受人、●●●●●●様は、農作業歴は5年従事されており、現在耕作されている農地を現地調査しましたところ、適正に管理がされていることを確認しています。

また、農機具の所有状況につきましても、軽トラック、耕運機となっています。

2 件目の譲受人、●●●●●●様は、農作業歴は30年従事されており、現在耕作されている農地を現地調査しましたところ、適正に管理がされていることを確認しています。

また、農機具の所有状況につきましても、軽トラック、耕運機、噴霧機となっています。

お二人とも、太子町農業委員会発行の耕作証明もあり、所有権移転後も農地としての有効利用が期待できるものと考えます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 3件ありますので、1つずつ承認していきます。
1 件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 1月26日に、事務局の方と2筆現地調査に行きました。
この714㎡につきましても、ハウスのぶどうなんですけど50年ぐらい経っているからちょっと修理はいりますけれど、すぐに作ろうと思ったら作れます。その下の1980㎡の方ですね、これについては、ビニールがかぶせられていて耕作が十分できるということで問題はないと思われま。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 ●●●●●くん、元々おじいさんが飛鳥でぶどうの生産をしていて、それで学校を卒業して孫さんがぶどうを作るようになりました。この5筆は、太子町の住所ですけれども飛鳥の出荷場から、ぶどう出荷場から全農に出荷されているということで、おじいさんと共に全部合わせたら1丁半ぐらいあるかと思しますので、それをされているので何も問題ないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なしです

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 ●●●●●この人も●●●●●になりますけれども、元々●●の方で先ほど申しました●●くんの父親です。大手の百貨店に勤めておられたんですけど、長男さんがぶどうを継ぐということで、本人もぶどうをしていたが仕事を辞めて農業に専念することで今現在されております。これも、飛鳥のぶどう出荷組合から全農出荷されております。この分については、なんら問題はないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

本件は、市街化調整区域内の農地について、所有権の移転又は賃借権等の設定を行い、譲受人又は被設定人が転用行為を行うものです。

地図の「5条許可」をご参照ください。

地区名 西浦地区

申請地 西浦961番1 地目は田

面積 663㎡ 建築面積：181㎡

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

譲渡人 ●●●● 様

転用目的 地域密着型 通所介護施設（小規模デイサービス）

権利の種類 所有権の移転

農地区分は 申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に府立西浦支援学校と医療施設があるため、農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地に該当するものと考えます。

譲受人は介護福祉施設の新規開業及び経營業務を営んでおり、開業に適した申請地を選定し、地域密着型 通所介護施設を建築するものです。雨水、排水につきましては、公共下水道管へ放流いたします。また、隣接農地も無いことから、周辺農地の営農等に支障がないものと考えます。資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。また本件は、都市計画法による開発許可が必要な案件で、都市計画法第 29 条の規定に基づき担当部局へ申請手続がされていることを確認しており、農地転用許可と同時許可となる見込みです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

- | | |
|------|--|
| 京谷会長 | 西浦地区の農地法第 5 条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。 |
| 地元委員 | 1 月 26 日に現地調査しまして、別になにも問題ないと思います。 |
| 京谷会長 | 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。 |
| 地区委員 | 異議なし |
| 京谷会長 | 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。 |
| 他の委員 | 異議なし |
| 京谷会長 | 異議がないようですので、西浦地区の農地法第 5 条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。 |
| 京谷会長 | これもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。 |

ただ、1 点議案審議と関係なしということで教えて欲しいんやけど、議案第 4 号で相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ここで営田のところであがってるんだけど、この地目が山林が 2 筆あるんです。現況畑。山林というのは、議案審議の対象になるのかな、どうかな、農家台帳に記載されているのか、そのあ

たりも含めてお願いします。

事務局 現況がどっちも畑となっておりますので、納税猶予に関する適格者証明ということで、税の対象では現況畑なので税としては畑としてかけているということで、こちらも納税猶予かけて欲しいということで申請があった分です。ですので、登記地目と現況が違ってても現況でみるので、うちはちゃんとしていたら OK ということで出します。

京谷会長 田畑以外に山林も納税猶予の対象地として、農業委員会の方から出したら OK ということやね。

事務局 現況が田畑でしたら問題なし。

京谷会長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、事務局からその他連絡事項をお願いします。

京谷会長 それではこれで委員会を閉会させていただきます。